

国税庁提出資料

令和 6 年 9 月 27 日



「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）

- ◆ 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続等のデジタル化推進の一環として「マイナポータル連携等を活用した確定申告」を推進。その利用拡大に向けて、これまで、令和5年12月に国税庁から各府省庁等に対して所管する業界団体・独立行政法人等への周知を依頼。結果、**各府省庁等の協力により、2,600を超える団体への周知を実施。**
- ◆ 令和6年分の確定申告に向けて、**更なる利用拡大のための周知広報が必要。**そのため、**本年も周知広報に協力いただきたい**（別途依頼予定）。
【内容】
 - **各府省庁等（地方支分部局含む）において給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただくとともに、昨年に引き続き、各府省庁等から所管する業界団体・独立行政法人等へも周知いただきたい。**
 - 併せて、職員（地方支分部局や地方自治体、所管業界団体・独立行政法人の職員等を含む）に対する**マイナポータル連携・マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告の利用を呼びかけて**いただきたい。

マイナポータル連携について

- 「マイナポータル連携」とは、年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能。
- 令和6年2月に開始された、給与所得の源泉徴収票の自動入力においては、事業者が源泉徴収票をオンラインで提出されていることが前提。その利用拡大に取り組む必要。
- 自動入力の対象は、順次拡大していく予定。

自動入力の対象

ふるさと納税	生命保険	地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
医療費	国民年金保険料	
公的年金等の源泉徴収票		
iDeCo	小規模企業共済等掛金	
給与所得の源泉徴収票		

スマホ用電子証明書に対応

- スマホ用電子証明書とは、スマートフォンに搭載できる電子証明書で、マイナンバーカードの所有者がスマートフォンへ電子証明書機能を搭載することにより、マイナポータルなどの各種サービスが利用可能に。
- 令和7年1月以降、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信が可能になる。（Android端末が対象。iOSについても、翌年分に向けて順次対応予定）
- 利用者証明用電子証明書（数字4桁）のパスワードには、スマホの生体認証機能を設定可能。（機種によって異なります）

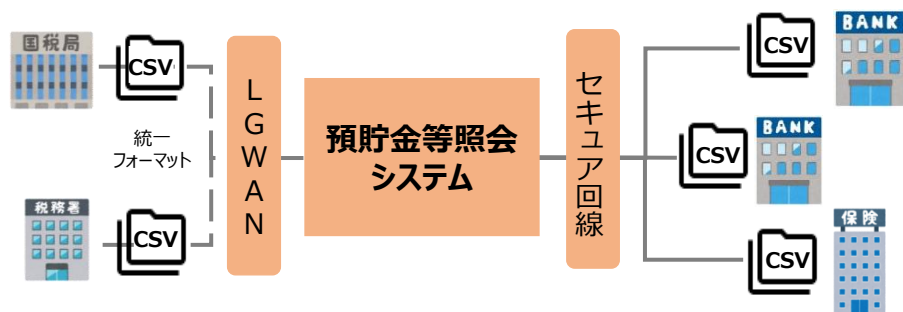


- ◆ 法令に基づく財産調査等を目的として金融機関に対して行う**預貯金等情報の照会**については**オンラインによる照会が可能**となっており、国税庁では令和3年10月からオンライン照会を実施。
- ◆ オンライン照会の導入により、金融機関側では、書面での対応が不要になり**回答出力や郵送事務の削減**が図られるなどの**事務負担の軽減・事務の効率化**、行政機関側では、**早期の回答受領（国税庁の場合、数週間から平均2.3日に短縮）**や**データ処理による効率化**などが可能。
- ◆ 近年、関係省庁のご協力により、信用金庫が対象として拡大するなど対応機関は増加。今後は、より全体として効率化を図るため、これに**参加する金融機関等（証券会社、資金移動業者等）**や**地方自治体を拡大**等していくことが必要。

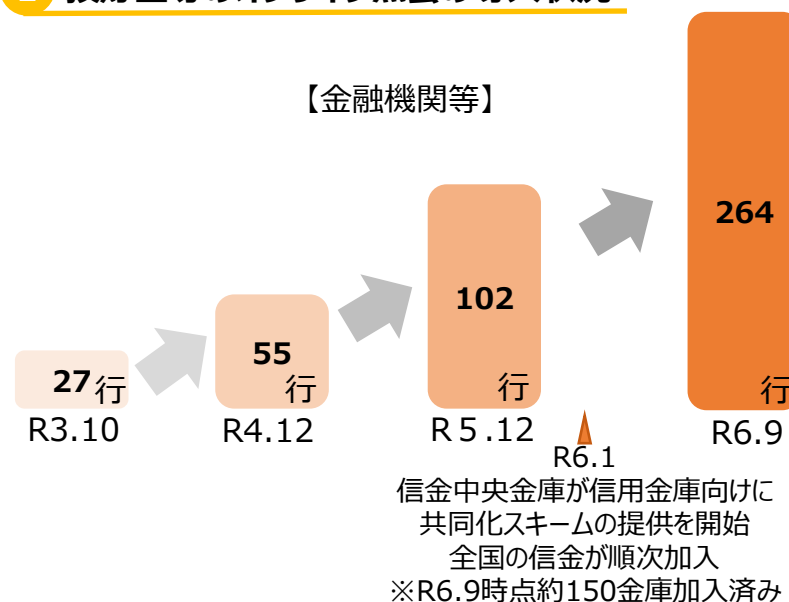
当面の対応（案）

- 関係省庁から、**日本資金決済業協会、日本クレジットカード協会**へオンライン照会への対応を呼びかける通知を发出。
- 近年、対象機関が増加していることを踏まえ、改めて、地方自治体の参加や利用拡大（税以外の分野含む）を呼び掛ける通知を发出。

1 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の仕組み



2 預貯金等のオンライン照会の導入状況



3 預貯金等のオンライン照会の対象拡大経緯

- ・令和3年10月 預貯金等オンライン照会の運用開始
- ・令和4年7月 生命保険会社への照会を開始
- ・令和6年1月 信金中央金庫を介した照会を開始（対象機関急増）
- ・**令和7年2月（予定）証券会社への照会機能のリリース**
- ・**令和7年中（予定）資金移動業者・クレジットカード事業者等への照会機能のリリース…貸金のデジタル払い解禁に伴い検討を開始**

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上や、バックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを、享受することが可能となる。
- ◆ このため国税庁としては、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っているところ。

中小事業者・個人事業者向け

【動画 (Web-TAX TV) (8分)】
中小企業のクラウド会計・AI-OCR
導入事例 (10月末公開予定)



【PR素材】
DX活用事例集 (作成予定)



事業者全般向け

【リーフレット・PR素材】
・デジタル化訴求リーフレット (R6.6公開済)



・事業者のデジタル化PR素材 (9月末公開予定)

【PR動画 (30秒)】
クラウド会計ソフトやデジタルインボイスの
メリットを分かりやすく訴求 (9月末公開予定)



中堅・大企業向け

【動画 (Web-TAX TV (8分)】
製造業のデジタル化・デジタルインボ
イス導入事例 (令和6年度中公開予定)



【動画 (2分Ver.と1分Ver.)】
デジタルインボイスの仕組みやメリッ
トをわかりやすく紹介 (R6.8公開済)

※ EIPA (デジタルインボイス推進協議会) 作成

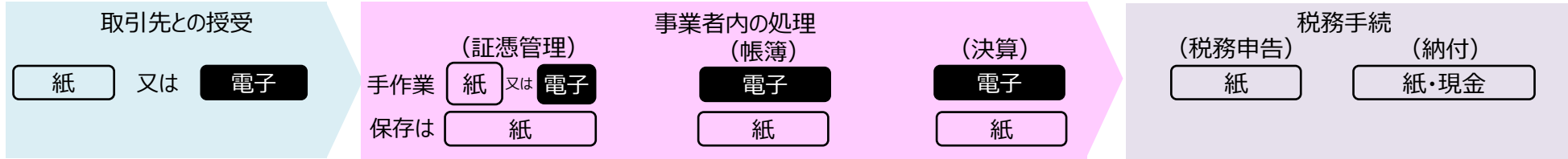


【デジタルインボイス対応サービス一覧】
デジタルインボイスに対応した会計サービス等
の一覧 (R6.8更新済)

※ EIPA (デジタルインボイス推進協議会) 作成



1 電子帳簿等保存制度の創設以前（電子データを入力してシステムで処理しても、帳簿等の保存は紙で行う必要）

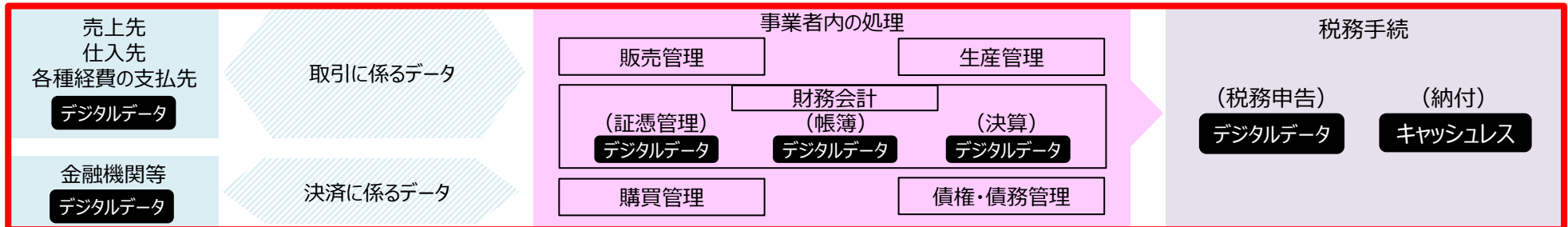


2 電子帳簿等保存制度の創設以後（事業者内の処理に関し、帳簿等に係る電子保存のルールを規定）



3 今後の考えられる方向性（「納税環境整備に関する研究会における主な意見等の整理」（令和5年11月）抜粋）

- 長期的な方向性としては、事業者が取引先等と相互に行うやり取りが可能な限りデジタルデータにより行われ、人の手を介さないで自動処理される環境を目指すべきと考えられる。
- 他方、短期的には、請求書や領収書の交付・受領の多くが書面で行われていることや、現状では自動処理に適さないデータのやり取りが行われていることを踏まえれば、AI-OCRやAPI連携等の技術を活用した製品やサービスの普及状況を踏まえつつ、上記の長期的な方向性を見据えた検討を進めることが重要であると考えられる。



(注1) 例えば一定のCSVやXML等でその仕様が共通化されている場合等、異なるシステム間での授受及びコンピュータによる処理が容易となる形式の電子データを、ここでは「デジタルデータ」と表記している。

(注2) 上図はイメージとして記載しており、現実には必ずしも全ての取引先との授受がデジタルデータ化されることが考えられる。